

平成三年政令第三百二十七号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令

内閣は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第二項から第五項まで、第十二条第一項及び第三項、第十五条第一項、第十七条第三項、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第一項から第三項まで並びに第二十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定省資源業種）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」といふ。）第二条第七項の政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種は、別表第一の第一欄に掲げる原材料等及び同表の第二欄に掲げる副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

（特定再利用業種）

第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（指定省資源化製品）

第三条 法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再利用促進製品）

第四条 法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

（指定表示製品）

第五条 法第二条第十一項の政令で定める製品は、別表第五の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化製品）

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（特定省資源事業者の計画の作成に係る製品及び生産量の要件）

第八条 法第十二条の政令で定める製品は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める要件は、同欄に掲げる製品ごと

にその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第五欄に掲げる生産量以上であることとする。

（特定省資源事業者に対する勧告に係る生産量の要件）

第九条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る同表の第四欄に掲げる製品ごとにその事業年度における生産量がそれぞれ同表の第六欄に掲げる生産量以上であることとする。

（特定省資源事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十条 法第十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第一の第三欄に掲げる特定省資源業種に係る特定省資源事業者ごとにそれぞれ同表の第七欄に掲げるとおりとする。

（特定再利用事業者に係る生産量又は施工金額の要件）

第十一条 法第十七条第一項の政令で定める要件は、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

（特定再利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十二条 法第十七条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第二の第二欄に掲げる特定再利用業種に係る特定再利用事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（指定省資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第十三条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（指定省資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十四条 法第二十条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品に係る指定省資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（指定再利用促進事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める要件は、別表第四の上欄に掲げる指定再利用促進製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

（指定再利用促進事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十六条 法第二十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第四の上欄に掲げる指定

再利用促進製品に係る指定再利用促進事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（勧告の対象から除かれる指定表示事業者）

第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行つたもの

二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行つたもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農産協同組合連合会、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいふ。次号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行つたもの

四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行つたもの

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第一百五十二条第五項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいふ。）

2 法第二十五条第一項の政令で定める収入金額は、当該法人又は個人がその事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）に行つたすべての事業の収入金額の総額とする。

3 法第二十五条第一項の政令で定める要件は、収入金額が二億四千万円（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行つた者にあつては、七千万円）以下であることとする。

（指定表示事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十八条 法第二十五条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第五の上欄に掲げる指定

表示製品に係る同表の中欄に掲げる指定表示事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化製品を部品として使用する製品）

第十九条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、別表第八の上欄に掲げるとおりとする。

（指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件）

第二十条 法第三十三条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあつては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあつては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は自ら輸入したものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

（指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第二十一条 法第三十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあつては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物事業者に係る供給量又は施工金額の要件）

第二十二条 法第三十六条第一項の政令で定める要件は、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第二十三条 法第三十六条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第七の第二欄に掲げる指定副産物に係る指定副産物事業者ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（報告及び立入検査）

第二十四条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定省資源事業者に対し、当該特定省資源業種に属する事業につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 製品の製造の業務に関する事項

二 原材料等の使用量、副産物の発生量、副産物の発生に抑制に関する設備の状況その他副産物の発生に抑制に関する事項

三 副産物に係る再生資源の販売量、再生資源の利用の促進に関する設備の状況その他再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定省資源事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、副産物の発生に抑制に関する設備、副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備及び製品の製造のための設備並びにこれらの関連施設、その使用に係る原材料等及び当該原材料等の使用に係る副産物並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、特定再利用事業者に対し、当該特定再利用業種に属する事業につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 製品の製造又は建設工事の施工の業務に関する事項

二 再生資源又は再生部品の利用量、再生資源又は再生部品の利用に関する設備の状況その他再生資源又は再生部品の利用に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定により、その職員に、特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、再生資源又は再生部品の利用に関する設備及び製品の製造のための設備又は建設工事の施工のための設備並びにこれらの関連施設、その利用に係る再生資源又は再生部品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定省資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る指定省資源化製品に係る業務の状況につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 当該指定省資源化製品の種類及び数量その他当該指定省資源化製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生に抑制のための構造の改善その他使用済物品等の発生に抑制に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定省資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定省資源化製品、当該指定省資源化

製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定省資源化製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十七条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定再利用促進事業者に対し、その製造又は販売に係る指定再利用促進製品に係る業務の状況につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 当該指定再利用促進製品の種類及び数量その他当該指定再利用促進製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進のための構造の改善その他再生資源又は再生部品の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定再利用促進事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定再利用促進製品、当該指定再利用促進製品の製造のための設備及びその関連施設、その販売に係る指定再利用促進製品並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十八条 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、指定表示事業者に対し、その製造又は販売に係る指定表示製品に係る業務の状況につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 当該指定表示製品の種類及び数量その他当該指定表示製品の製造又は販売の業務に関する事項

二 当該指定表示製品に係る表示事項の表示の状況及び遵守事項の遵守の状況

2 主務大臣は、法第三十七条第二項の規定により、その職員に、指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造に係る指定表示製品、当該指定表示製品の製造のための設備及び当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備並びにこれらの関連施設、その販売に係る指定表示製品、当該指定表示製品に係る表示事項の表示のための設備及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第二十九条 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、指定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 その製造又は販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する別表第八の上欄に掲げる製品の種類及び数量

二 当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施方法に関する事項

三 当該使用済指定再資源化製品の自主回収がされたものの数量又は当該使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた再生資源若しくは再生部品の数量

四 当該使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

五 その他当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

第三十条 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、指定副産物事業者に対し、当該指定副産物に係る業種に属する事業につき、次の事項に限り報告させることができる。

一 エネルギーの供給又は建設工事の施工の業務に関する事項

二 当該指定副産物の発生量

三 当該指定副産物に係る再生資源の販売量

四 再生資源の利用の促進に関する設備の状況その他再生資源の利用の促進に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第五項の規定により、その職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、その供給又は施工に係る指定副産物、当該指定副産物の発生に係る設備及び当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(主務大臣)

第三十一条 法第三十九条第一項第四号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 別表第三の上欄に掲げる指定省資源化製品の製造の事業並びに同表の二、三及び六から

十までの項の上欄に掲げる指定省資源化製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

二 別表第三の一の項の上欄に掲げる指定省資源化製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

三 別表第四の一から三十四まで、三十八から四十七まで及び五十の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業並びに同表の十、二十、二十三、二十四及び二十七から三十までの項の上欄に掲げる指定再利用促進製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

四 別表第四の三十五から三十七まで、四十八及び四十九の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の製造の事業に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣

五 別表第四の七の項の上欄に掲げる指定再利用促進製品の修理の事業に係るものについては、国土交通大臣

六 別表第五の一及び七の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業及び当該指定表示製品であつて自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣

七 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、農林水産大臣及び経済産業大臣

八 別表第五の二及び四の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、農林水産大臣

九 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造の事業に係るものについては、財務大臣及び経済産業大臣

十 別表第五の三及び五の項の上欄に掲げる指定表示製品であつて、自ら輸入したものの販売の事業に係るものについては、財務大臣

十一 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品のうち同項の中欄第一号に規定する特定容器包装の製造の事業に係るものについては、経済産業大臣

十二 別表第五の六の項の上欄に掲げる指定表示製品の製造をその事業の用に供するために発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）が行う事業（同項の中欄第二号及び第三号に規定する事業に限る。以下この号において同じ。）及び当該指定表示製品に入れ

の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対して報告その他の手続をしなければならぬ事項にしてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則
(令和四年九月二日政令第二九四号)

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日政令第一〇二号）抄

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する

る法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第一百零四条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第十二号）第七條の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

附則（令和六年六月一四日政令第二〇九号）抄

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

鐵ののストはず鉄石石鉄三	等材たさ製し使らこ又ガく若原石物属非鉦金二	紙はブパブチ木一	欄第一
用製他そクコ又く、灰、鉦	料原れ造て用をれはスはし油、鉦金、属	古又ル、ッ材	
グ ラ ス	ジ ャ ラ ス	ジ ャ ラ ス	欄二第
業鋼鋼及製	業品工機及除造（造製学無	製造業及製パ	欄三第
延製製業	造製学有（塩業製業化	紙業紙業	
粗又ロロフ鈍	品業学機は（除製工化無	はプパ	欄第四
鋼はイアエ鉄、	製工化有又く（塩品業学機	紙又ル	
ント千三	ント万十	ント万六	欄五第
ント千三	ント万十	ント万六	欄六第
会議審造構業産	会議審造構業産	会議審造構業産	欄七第

別表第二（第二條、第十一條、第十二條關係）	第一欄	一 古紙	五、鑄物、砂、鉄、鋼、又、非鉄金属	銅、鋁、石、は、け、い、石	の還元剤
			金、属、物、属、金、	グ、ラ、ス	
			自動車の製造（機械付自動車の製造を含む）	銅、鋁、次、精、製、	
			自動車の製造（機械付自動車の製造を含む）	粗銅	
			一万台	七万ト	
			一万台	七万ト	
別表第二（第二條、第十一條、第十二條關係）	第二欄	二 使用済硬質塩化ビニル製の管又は管継手（硬質塩化ビニル製の管又は管継手が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	三 カ、レ、ッ、ト
			紙製の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
別表第二（第二條、第十一條、第十二條關係）	第三欄	三 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	三 カ、レ、ッ、ト
			紙製の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
別表第二（第二條、第十一條、第十二條關係）	第四欄	四 硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造	硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	三 カ、レ、ッ、ト
			紙製の製造	ガ、ラ、ス、容、器、製、造、業、	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	
			その事業年度における紙の生産量が一万トン以上であること。	その事業年度におけるガラス容器の生産量が二万トン以上であること。	

別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	五 土砂、コンクリートの塊又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が二十五億円以上であること。	中央建設業審議会
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	四 使用済複写機（複写機（乾式間接静電式のものに限り、カラー複写機その他経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。）の駆動装置、露光装置その他の装置であつて経済産業省令で定めるもの	複写機の製造業	その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上であること。	産業構造審議会
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	三 ユニット形エアコンデিশヨナ（パツケージ用のものを除く。以下同じ。）	産業構造審議会	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	産業構造審議会
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	二 パーソナルコンピュータ（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）	産業構造審議会	その事業年度における生産台数又は販売台数（自ら輸入したものの販売台数に限る。以下同じ。）が一万台以上であること。	産業構造審議会
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	一 自動車	産業構造審議会	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	産業構造審議会
別表第三（第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係）	四 ばちこ遊技機	産業構造	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	産業構造

五 回胴式遊 技機	その事業年度における生産台数が五千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
六 テレビ受 像機	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
七 電子レン ジ	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
八 衣類乾燥 機	その事業年度における生産台数又は販売台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
九 電気冷蔵 庫	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十 電気洗濯 機	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十一 収納家 具（金属製の ものに限定。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十二 棚（金属製の ものに限定。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十三 事務用 机（金属製の ものに限定。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十四 回転い す（金属製の 部材により構 成されるもの に限る。以下 同じ。）	その事業年度における生産台数が二万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業

十五 石油ス トープ（密閉 燃焼式のもの その他経済産 業省令で定め るものを除く。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十六 ガスこ んろ（グリル 付きのものに 限る。以下同 じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十七 ガス瞬 間湯沸器（先 止め式のもの に限る。以下 同じ。）	その事業年度における生産台数が五千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十八 ガスバ ーナ付ふろ がま（給湯部 を有するもの に限る。以下 同じ。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十九 給湯機 （石油を燃料と するものに限 る。以下同じ 。）	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
別表第四（第四条、第十五条、第十六条、第三十条関係）		
一 浴室ユ ニット（浴 槽、給水栓、 照明器具そ の他入浴の ために必要 な器具又は 設備が一体 として製造 される製品 をいい、便 所又は洗面 所が一体と して製造さ れるものを 含む。）	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業

二 電源装 置	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
三 電動工 具	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
四 誘導灯	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
五 火災警 報設備	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
六 防犯警 報装置	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
七 自動車	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
八 自転車 （人の力を補 うため電動 機を用いる ものに限る。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
九 車いす （電動式のも のに限る。 以下同じ。）	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十 パーソ ナルコンピ ュータ	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十一 プリン ター	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十二 携帯 用データ収 集装置	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十三 コー ドレスホン	その事業年度における生産台数が二万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十四 ファ クシミリ装 置	その事業年度における生産台数が五千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業

十五 交換 機	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十六 携帯 電話用装 置	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十七 MC Aシステ ム用通信 装置	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十八 簡易 無線用通 信装置	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
十九 アマ チュア用 無線機	その事業年度における生産台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十 ユニ コッド形 ディスプレイ ヨナ	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十一 ぱ ちんこ遊 技機	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十二 回 胴式遊技 機	その事業年度における生産台数が五千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十三 複 写機	その事業年度における生産台数又は販売台数が一千台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十四 テ レビ受像 機	その事業年度における生産台数又は販売台数が五万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十五 ビ デオカメ ラ	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十六 ヘ ッドホ ンステレ オ	その事業年度における生産台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業
二十七 電 子レンジ	その事業年度における生産台数又は販売台数が一万台以上であること。	会 審 議 造 業 構 造 業

